

2. 申請のメリット

自主的な申請をした場合のメリットは、大きく次の2つに分類できます。

- ① 自主的な申請をすることによるメリット（法第4条に先立って申請する場合など）
- ② 形質変更時要届出区域又は要措置区域に指定されることによるメリット

① 自主的な申請をすることによるメリット

メリットその1：自主的なスケジュール管理（7ページ）

- (1) 法第4条に係る手続きの前に自主的な申請をすることで、調査に係る自主的なスケジュール管理が可能となります。

メリットその2：現場での対策措置の円滑化（8～10ページ）

- (2) 措置実施のための土の仮置きスペース等を確保するため、要措置区域等とそれに近接する汚染されていない土地について自主的な申請をすることにより、措置を円滑に実施できます。具体的には、以下の措置実施時の申請が挙げられます。
 - ・ 要措置区域等と近接する汚染されていない場所に基準不適合土壌を一時保管する場合。
 - ・ 複数の飛び地で存在する要措置区域等を包括して封じ込めを行う場合。
 - ・ 地下水汚染の拡大の防止等、要措置区域等から離れた位置で措置を実施する場合。